

1 最高人民法院による「中華人民共和国会社法」を適用する時間的効力に関する若干規定

2 国務院による「中華人民共和国会社法」の登録資本登記管理制度の施行に関する規定

1. 最高人民法院による「中華人民共和国会社法」を適用する時間的効力に関する若干規定

昨年末に改正された中華人民共和国会社法（以下「新会社法」という）の2024年7月1日からの施行に備え、最高人民法院は、新会社法と改正前の旧会社法の適用問題を解決するため、「中華人民共和国会社法を適用する時間効力に関する若干規定」（以下「本司法解釈」という）を公布し、2024年7月1日より施行されるものとされた。本司法解釈では、法不遡及の原則を明確にすると同時に、会社法の修正における実質的な改正と新設規定など区分し、各規定の遡及適用に関する条文を列挙している。

(1) 時間的効力に関する一般原則（法の不遡及）

一般的な法原則として、①法律事実が旧会社法の有効期間中に発生した場合には、旧会社法と本司法解釈が適用される。②新会社法の施行後に発生した法律事実にかかる民事紛争については、新会社法が適用される。

(2) 時間的効力の一般原則に関する例外（遡及適用）

新会社法の施行前に発生した法律事実起因する民事紛争であるにもかかわらず、新会社法を適用する必要がある遡及適用の場面として、以下の内容が規定された。

- ① 法律事実の発生時における法律や司法解釈には関連規定があるが、新会社法を適用することが立法目的の達成に更に有利である場合には、新会社法の規定が遡及的に適用される。例えば、新会社法施行前の株主会等の決議が不成立と判断された場合、会社が当該決議に基づき善意の相手方との法律関係の効力について紛争が生じた場合、会社の決議が善意の第三者との法律関係に影響を与えないという新会社法の規定が適用される場合が挙げられる。
- ② 当時の法律や司法解釈により法律行為が無効であるとしても、新会社法によれば有効である場合には、一定の法定事由があるときには、新会社法が適用される。例えば、会社がその出資先企業の債務について連帯責任を負う旨を約定し、当該約定を巡り紛争になった場合、法律により上記連帯責任を禁止する場合を除き当事者間での約定を許容する新会社法の規定が適用される場合が挙げられる。
- ③ 当時の法律や司法解釈に原則的な規定しかなく、新会社法で

具体的に規定がある場合、新会社法が適用される。例えば、会社の董事、高級感離職者が不当に会社のビジネスの機会を奪う行為や、制限される同類業務を行う場合の賠償責任に関する新会社法の適用が挙げられる。

- ④ 施行前の法律事実に関する法的紛争について、当時の法律または司法解釈に関連規定がなく、新会社法で新たに規定定められた場合には、新会社法の規定が適用される。例えば、新会社法施行前に株主が払込未了の持分を譲渡した場合に、譲受人が期限通りに払込をしないときは、譲渡者が新会社法により補充の出資責任を負う可能性がある。また新会社法の施行前に支配株主が株主の権利を濫用し、会社又は他の株主の利益を著しく害した場合、他の株主は新会社法により会社にその持分を適正な価格で買い取るよう請求することが認められる。更に新会社法の施行前に、株式会社の特定事項に関する株主決議に反対票を投じた株主は、会社に適正な価格で株式の買い取りを請求することができる。また新会社法の施行前における会社の支配株主又は事実上の支配者の指示により董事、高級管理職者の行為が会社又は他の株主の利益を害したと認められる場合、支配株主又は事実上の支配者は、新会社法により、当該董事、高級管理職と連帯責任を負う。
- ⑤ 新会社法の施行前に締結された会社に関する契約が新会社法の施行後まで継続されている場合、新会社法の施行前の履行行為に関して発生した法的紛争については旧会社法の規定が適用され、施行後の履行行為に関して発生した法的紛争については新会社法の規定が適用される。例えば、新会社法に基づく名義人による上場企業株式の保有、100%子会社による上場企業株式の持分の保有禁止、株式会社が他人によるその持分又はその親会社の株式取得へ金銭支援をすることの禁止等が挙げられる。
- ⑥ 会社の清算が必要となる法律事実が新会社法の施行前に発生したが、その発生日時が新会社法の施行日までに十五日未満である場合には、董事が清算義務者になる等の新会社法が適用される。

2. 国務院による「中華人民共和國会社法」の登録資本登記管理制度の施行に関する規定

国務院は、2024年7月1日に「中華人民共和國会社法」の登録資本登記管理制度の施行に関する規定(以下「本規定」という)を公布し、同日付で施行した。本規定では、新会社法による資本制度の改正に応じて、登録資本の登記管理に関するルールを定めている。主な内容は以下の通りである。

- (1) 引受出資期限の猶予期限について、2024年6月30日までに登記設立された会社は、有限責任会社の引受出資期限残余期間が2027年7月1日から5年を超える場合、2027年6月30日までに引受出資期限残余期間を5年以内に調整し、定款に記載し、株主は調整後の引受出資期限内にその引受出資額を払い込むと規定されている、また、株式会社の発起人は、2027年6月30日までに、その引受株式に基づいて株式金額を全額納付しなければならない。
- (2) 出資方式変更の手順について、会社は株主の引受出資額と払い込み済み出資額、出資の方式、出資の期限を調整し、または発起人の引受株式の数を調整する場合、関連情報が発生した日から20営業日以内に国家の企業信用信息公示システムを通じて

公示しなければならない。会社は前述の開示情報が真実で、正確で、完全であることを保証しなければならない。

- (3) 会社の出資期限、登録資本に明らかな異常がある場合、会社の登記機関は会社の経営範囲、経営状況と株主の出資能力、主要事業、資産規模などを検討したうえ、真実性、合理性の原則に違反すると認定した場合、法律に基づいて直ちにその調整を要求することができる。
- (4) 会社が本規定に基づいて出資期限、登録資本を調整しない場合は、会社の登記機関は会社に是正を求める。会社が期限を過ぎても是正をしない場合は、会社の登記機関は国家企業信用信息公示システムに特別に表示して公示する。また、会社の株主または発起人が同規定に基づいて引受出資額又は株式代金額を納付しなかったり、会社が法律に基づいて関連情報を公示しなかったりする場合は、会社法と「企業信用信息公示暫行条例」の関連規定により処罰される。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込✉メールアドレス：info_china@ohebashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。